

### 職員の処分について(その1)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準(平成12年4月1日施行)により、お知らせします。

#### 記

1 発生年月日  
令和3年6月5日

2 所属の種別  
中学校

3 年齢  
57歳

4 管理職, 一般職の別  
一般職

5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員

6 事件・事故の概要

当該職員は、児童ポルノである画像データ4点を記録したハードディスク1台を所持したとして、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反により、令和3年12月21日付けで罰金30万円の略式命令を受けたもの。

なお、当該画像データは、SNSにおいて購入したものである。

当該職員は、「あまりにも軽率な行動を取ってしまったことを恥じている」、  
「申し訳ない」などと述べている。

7 処分内容  
懲戒処分として「停職3月」

8 処分年月日  
令和4年3月17日

## 職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和3年7月10日
- 2 所属の種別  
高等学校
- 3 年齢  
59歳
- 4 管理職，一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は、部活動の練習後、ミーティングを行っていた際、部員の生徒が耳たぶにピアスをしていたため、当該生徒に恐怖を感じさせるほどの大きな声で、「出戻りのくせに」、「お前と同じコートで空気を吸いたくない」等と発言し、冷静さを失った状態で当該生徒の左耳の耳たぶを右手の人差し指と親指でつかんだもの。当該職員は、令和2年度にも、不適切な発言を行っていた。  
当該職員は、「軽率な行為であり、あってはならないことである」、「大変申し訳ない」などと述べている。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「減給3月」
- 8 処分年月日  
令和4年3月17日